

保健福祉だより

6月

◎事業日程

日曜	事業名	対象	会場
3 土	乳がん・子宮がん検診 受付 午前8時から9時まで		
5 月	献血（全血献血）受付 午前10時～午後0時30分		
7 水	機能訓練（後遺症者の集い）	脳卒中及びそのほかの後遺症者	
12 月	基本健診	一般住民（個人負担）	
20 火	定期健康相談会 午後1時30分から	一般住民 基本健診 600円	
21 水	機能訓練（後遺症者の集い）	大腸がん検診 300円	
27 火	乳児健診 午後1時30分から	大腸がん検診 300円	
30 金	予防接種「風しん」 午後1時30分から	生後12カ月から7歳6ヶ月まで	
犬の引き取り日 9日(金) 23日(金)	6月はありません。	H12年2月1日～3月31日生まれ	保健福祉センター

児童手当が義務教育就学前まで支給されます

現在、3歳未満のお子さんを養育している方に支給されている児童手当は、制度が改正され、平成12年6月1日から次のようにになります。

改正前	改正後
義務教育就学前 (6歳到達後最初の年度末) ※平成6年4月2日以後に生まれた児童	
対象年齢 3歳未満	
手当月額 第1子・2子 5,000円 第3子以降 10,000円	第1子・2子 5,000円 第3子以降 10,000円
支払時期 2月・6月・10月	2月・6月・10月

○児童手当の支給を受けるには？

- *児童手当は、養育者からの申請がないと支給されません。住民課住民係（公務員の方は勤務先）へ申請書を提出して下さい。
- *申請書の他に「年金加入証明書」「所得証明書」など、必要に応じて添付書類を提出することができます。
- *所得が一定額以上の方には、児童手当は支給されません。所得制限限度額については、住民課住民係へお問い合わせください。

○いつごろ手続きすればいいの？

《新規に請求する方》

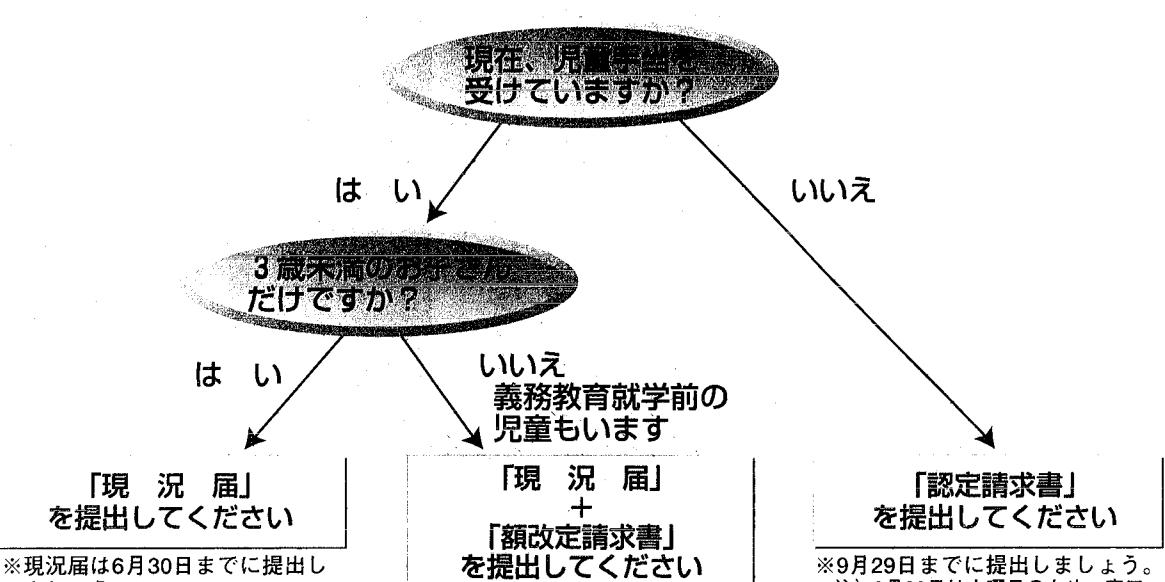
平成12年9月30日までに申請された場合、平成12年6月分までを上限としてさかのぼって支給されます。（9月以前に支給要件にあてはまっていた月分に限ります。）

（注意）ただし、9月に申請した場合、事務処理上10月の支払い日に間に合わない場合がありますので早めに提出して下さい。また、9月30日は土曜日のため窓口はお休みです。

《児童手当を現在受けている方》

「現況届」を平成12年6月30日までに提出してください。義務教育就学前のお子さんもいる場合は「額改定請求書」も提出してください。

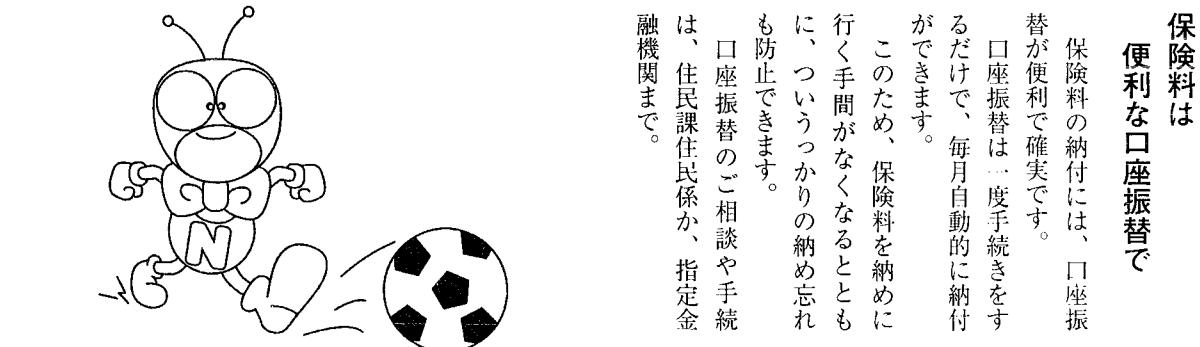
（注意）平成12年10月1日以降の申請については、申請月の翌月分からの支給となります。



国民年金は職業などにより、第1号から第3号までの3種類に区分されます。
第1号被保険者 第2号被保険者 第3号被保険者
外の20歳以上60歳未満の方全ての厚生年金や共済組合に加入されている方
前での第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の方
満の方 厚生年金や共済組合に加入されている方
日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方は、いずれかの区分により国民年金の加入者となります。

この区分については、就職や退職、結婚により扶養されることになった場合、事情により扶養から外れる等の変更がある度に届け出が必要となります。

このようなことが発生した場合は、住民課住民係までご相談下さい。



保険料の納付には、口座振替が便利で確実です。
口座振替は一度手続きを行った後、毎月自動的に納付ができます。
このため、保険料を納めにいく手間がなくなるとともに、ついうつかりの納め忘れも防止できます。
口座振替のご相談や手続は、住民課住民係か、指定金融機関まで。
も防止められます。
又、今回介護保険制度により、介護保険からサービスを受けたときは、原則として、かかった費用の1割を支払わなければなりませんが、サービス利用負担上限額を超えた分が高額サービス費として支給されます。

この国民健康保険の高額療養費及び介護保険の高額サービス費を対象とし、高額療養費等相当額の貸し付けを受けることができます。
みなさんが安心して生活できるよう、少しでも負担が重くなるならないような制度です。
お気軽に、住民課保健福祉係にご相談して下さい。
・貸付期間 当該高額療養費等が支給されるまでの間（償還金を返却に充てる）
・貸付利子 無利子です。

月潟村高額療養費等
貸付事業のお知らせ

「種別変更」の届出
をお忘れなく
年金コーナー